

平成 27 年度 静岡市屋外広告物講習会のお知らせ

静岡市屋外広告物条例により、静岡市内で屋外広告業を営もうとする方は、市への登録（静岡県の条例に基づく登録を受けた方は、登録を受けた旨の届出）が必要です。その際、営業所ごとに、屋外広告物講習会修了者等の資格者を置かなければなりません。

静岡市では、以下のとおり屋外広告物講習会を開催しますので、屋外広告業に携わっている方若しくは一般の方で受講を希望される方は、ぜひこの講習会を受講してください。

I 講習会の開催

- A) 開催日 平成 28 年 1 月 22 日 (金)
B) 受付 午前 9 時 00 分～9 時 15 分 時間厳守
C) 会場 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所本館 3 階 第三委員会室
(JR 静岡駅北口から徒歩約 10 分)
D) 日程

9:00～ 9:15	受付	
9:15～ 9:25	挨拶	
9:25～11:05	広告物に関する法令 の知識	屋外広告物の法令
11:05～11:15		休憩
11:15～11:30		工作物の確認申請
11:30～11:45		道路法（道路占用許可）
11:45～12:00		道路交通法
12:00～13:00	昼食（各自）	
13:00～14:00	広告物の表示についての知識	
14:00～14:10	休憩	
14:10～14:40	広告物の施工につい ての知識	電気
14:40～15:40		建築
15:40～15:50		休憩
15:50～16:20	履修状況確認試験	
16:20～16:30	修了証書授与	

- E) 持ち物 ○筆記用具 ○受講票
○納入後の領収証書の写し（納入確認が済んでいない場合）
○（受講申込みの受付、問い合わせ）
F) 受付期間 平成 27 年 12 月 10 日 (木)～平成 27 年 12 月 25 日 (金)（土、日、祝日を除く）
先着 100 名程度
G) 受付窓口 静岡市役所 建築総務課 屋外広告物係（静岡庁舎新館 5 階）
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1 TEL054-221-1123
H) 受付方法 受講申請書に必要事項を記入の上、建築総務課に持参又は郵送でお申込みください。 ※郵送で申込みの方は、後日送付させていただく納入通知書兼領収証書で受講料をお振込みください。

受講者以外の方が申請書を記載した場合、受講者の押印（シャチハタ印は不可）をお願いします。以下Ⅱの A) に該当する方は、その資格を有する書面を添付してください。受付後に納入通知書兼領収証書（納入義務者名（宛名）は受講者名となります。）を発行します。

- I) その他 申請にあたっては必要事項として受講者の生年月日、住所、勤務先などの記入が必要となります。
J) 注意点 申込後の受講者の変更、手数料の還付はできませんのでご注意ください。

II 講習会手数料

区 分	金額
広告物に関する法令の知識	2, 6 0 0 円
広告物の表示についての知識	
広告物の施工についての知識	1, 3 0 0 円
合 計	3, 9 0 0 円

A) 講習会の課程の一部免除

次の資格を有する方は、「広告物の施工についての知識」の課程が免除されますので、講習会手数料が 2,600 円となります。受講申込みの際、その資格を証する書面の写しを添付してください。

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく建築士の資格を有する者
(イ) 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)に基づく電気工事士の資格を有する者
(ウ) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく電気主任技術者免状の交付を有している者
(エ) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号 旧職業訓練法)に基づく帆布製品科に係る職業訓練指導員免状所持者、帆布製品製造科に係る職業訓練修了者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者

III 講習会修了後の取り扱い

- (ア) 所要課程を受講した方には、履修状況確認試験後、修了証書を交付します。（履修状況確認試験は合否を決定するものではありません。）
(イ) 新たに静岡市内で屋外広告業を営む方は、静岡県の条例に基づく登録を受けた者に関する特例制度を利用し、修了証書の写しを添えて『特例屋外広告業届出書』を建築総務課へ提出してください。
(ウ) 堅牢な広告物（高さ 4 m を越えるもの）の管理者の資格を有することができません。管理者になる場合は『堅牢な広告物等の管理者設置届出書』を講習会受講後、窓口へ提出してください。

IV その他

講習会当日は、公共交通機関をご利用ください。
お車でお越しの際は、周辺の有料駐車場をご利用ください。